

# 公共下水道への 早期接続を!



日光川下流域下水道  
マスクットキャラクター

平成22年4月から市内の一部地域で公共下水道が使用できるよう(供用開始)になりました。また、新たに本年4月から下記のとおり一部の地域が追加されました。

供用開始した区域内では、遅滞なく排水設備を設置して公共下水道に接続することになっています。

下水道は、衛生的で明るく住み良い文化的な都市生活を営む上で、欠かすことのできない重要な施設ですが、皆様に利用してもらわなければ、無駄になってしまいます。

私たちのまちに、きれいな川や海を取り戻すためにも、一日も早く公共下水道へ接続されますよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 排水設備の設置等(下水道法第10条抜粋)

公共下水道の供用が開始された場合においては、排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、遅滞なく、その土地の下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。

## 水洗便所への改造義務等(下水道法第11条の3抜粋)

処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る)に改造しなければならない。

### 平成22年度 供用開始区域

七宝町伊福	河原・式之割	全 部
七宝町下之森	内河原・稲荷・屋敷代・屋敷・寺浦・北田・郷西・河原	
七宝町徳実	郷・三河畑・郷東・郷ノ西	
七宝町鷹居	一丁目・二丁目・三丁目	
七宝町鯉橋	一丁目・二丁目・七丁目・八丁目	
小橋方	北山西・郷中・杵之口・海用・寺西・如来田	
篠田	三分寺	
坂牧	阿原・郷・日吉	一 部
七宝町伊福	蓮池・宮東・壺之割・参之割・四之割・苗代	
七宝町下之森	徳実裏・郷東・郷前	
七宝町鷹居	四丁目・五丁目・六丁目	
七宝町鯉橋	三丁目・四丁目・五丁目・六丁目	
小橋方	花之木・八原先・東壺町田・四ツ物・東境・南山西・田中・大屋敷	
篠田	乙柳・四丁目	
坂牧	坂塩・北浦・向江・西之宮	

### 平成23年度 供用開始区域

本郷	三反地・取替・八尻・四反田・郷中・柿ノ木・郷前・花ノ木	全 部
坂牧	大塚	一 部
七宝町伊福	参之割・四之割	
中萱津	足川・西ノ川・南ノ川	
下萱津	末広	
坂牧	坂塩・北浦	

問合先

下水道課 ☎441・7116